

奥州市公式マスコットキャラクターぬいぐるみ貸出要領

令和6年6月25日部長決裁

令和7年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、奥州市公式マスコットキャラクター「おうしゅうたろう」（以下「キャラクター」という。）のぬいぐるみ（以下「ぬいぐるみ」という。）の貸出しについて、必要な事項を定める。

(貸出対象)

第2条 ぬいぐるみの貸出対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市が構成メンバーとなっている団体が使用するとき。
- (2) 市内の学校が教育目的で使用するとき。
- (3) 市の関連団体及び公共的団体が営利を目的としない活動に使用するとき。
- (4) 市のPR、市特産品の販路拡大、市の産業振興、その他公益上の観点から適当と市長が認めるとき。

(借用申請)

第3条 ぬいぐるみの借用を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、奥州市公式マスコットキャラクターぬいぐるみ借用申請書（様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市の機関が使用するとき。
- (2) 市内の学校が教育目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他承認の手続きを必要としないと市長が認めるとき。

(借用許可)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ぬいぐるみの借用を許可するものとする。

- (1) 奥州市の品位を傷つけるおそれ又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) ぬいぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあると認められるとき。

(5) 奥州市及びキャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき借用許可した場合は、奥州市公式マスコットキャラクターぬいぐるみ借用許可通知書（様式第2号）、借用許可しなかった場合は、奥州市公式マスコットキャラクターぬいぐるみ借用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、許可に際し、条件を付することができる。

（貸出方法）

第5条 ぬいぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、市長からぬいぐるみを受け取り、使用後は、責任をもって速やかに返却するものとする。

2 貸出しに伴う搬入及び搬出は借受者が行うものとし、搬送にかかる経費は借受者が負担する。

3 ぬいぐるみの貸出しは、1行事につき1体までとする。

（貸出期間）

第6条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

（貸出料）

第7条 貸出料は、無料とする。

（使用の推奨等）

第8条 この要領による借用許可は、貸出を行う対象や内容について市が推奨を行うものではない。

（遵守事項）

第9条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ぬいぐるみを第三者に転貸しないこと。

(2) 許可された内容のみで使用する事。

(3) 第4条第3項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

（原状回復）

第10条 借用期間中にぬいぐるみを汚損した場合、借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

（借用許可の取消し）

第11条 市長は、ぬいぐるみ使用が、この要領及び許可の内容に違反していると認めると

き又は不適當と認めたときは、当該ぬいぐるみの借用許可を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により借用許可を取り消したときは、奥州市公式マスコットキャラクターぬいぐるみ借用許可取消通知書（様式第4号）により通知する。

3 第1項の規定により許可を取り消された者は、速やかにぬいぐるみを返却しなければならない。

（情報の公開）

第12条 市は、ぬいぐるみの使用について広く促進する観点から、ぬいぐるみの借用許可の状況等について、情報を公開することができる。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。